

# 令和8年度経営安定特別相談事業実施要領

令和8年4月1日  
石川県商工会連合会

## 1. 目的

本事業は、倒産のおそれのある中小企業・小規模事業者(以下、「事業者」という。)から事前に相談の申し出を受け、関係機関の協力のもと、経営再建の方途を講じるとともに、再建の見込みが立たない事業者については、円滑な整理を図ることにより、事業者の倒産に伴う社会的混乱を未然に防止することを目的とする。

## 2. 実施する組織

石川県商工会連合会(以下「本会」という。)に「経営安定・再生支援特別相談室」(以下「相談室」という。)を設置して、本事業を実施する。

## 3. 事業の対象

事業の対象は、原則として県内商工会地域の事業者とする。

## 4. 事業の内容

相談室において、商工調停士を中心に、弁護士または公認会計士等により次の事業を実施する。

- (1) 手形不渡等倒産のおそれのある事業者から相談を受けて行う次の事業
  - ① 当該事業者の財務内容等の把握
  - ② 当面決済すべき手形の処理等、緊急的な資金繰りの検討
  - ③ 再建の可否及び再建の方策の検討
  - ④ 債権者、金融機関等への協力依頼
  - ⑤ 石川県経営安定支援融資に係る推せん
  - ⑥ その他(受注あっせん、事業転換等)
- (2) 倒産関係法令(会社更生、民事再生等)に関する相談・指導
- (3) 倒産情報(月別倒産件数、企業名、関連企業、要因等)の入手
- (4) 本事業の啓発・普及のための懇談会の開催
- (5) 中小企業倒産防止共済制度、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に基づく倒産関連特別措置、中小企業倒産対策貸付制度の啓発・推進等その他事業者の倒産防止に必要な事業

## 5. 相談室の構成

相談室は、室長のほか、次の専門家で構成する。

- (1) 商工調停士
- (2) 弁護士
- (3) 公認会計士、税理士、中小企業診断士
- (4) その他必要な専門家

## 6. 商工調停士

### (1) 委嘱

商工調停士は、多年にわたり業界団体または地域経済団体の活動に参画した経験のある者で、地域経済界において信望が厚く、本事業の趣旨を理解し、参画する意思のある者の内から、本会会長が石川県知事(以下「県知事」という。)と協議のうえ委嘱する。

### (2) 委嘱数

商工調停士の委嘱数は、県内商工会地区内における事業者数、業種形態、倒産発生状況等を考慮して、本会会長が県知事と協議のうえ決定する。

### (3) 委嘱期間

商工調停士の委嘱期間は1年間とし、再任は妨げない。

### (4) 職務

商工調停士は、4に掲げる事業の実施を総括するが、特に、倒産処理の法律手続きに係る相談については、委嘱弁護士にこれを担当させ、その判断に基づいて対応するものとする。

## 7. その他

この要領に定めのない事項に関しては、本会会長が別に定める。

経営安定特別相談事業

経営安定・再生支援特別相談室構成員名簿

氏名	専門別	役職等
表 信 男	商工調停士	経営士
山 根 敏 秀	商工調停士	税理士、行政書士
西 井 克 己	商工調停士	中小企業診断士
佐 々 木 経 司	商工調停士	中小企業診断士
北 川 博 康	商工調停士	中小企業診断士
辻 明 士	相談員	弁護士
森 一 朗	相談員	公認会計士
小 西 均	相談員	不動産鑑定士